

# 議案参考資料

[令和元年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

水道局総務課 庶務係

## 議案名

議案第52号 桐生市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されることに伴い、更新に係る手数料として「指定給水装置工事事業者指定更新手数料」を定め、額を1件につき「10,000円(※)」とします。

※ 更新に係る事務手続や更新要件は、新規指定と同様となることから、指定更新手数料は新規指定手数料と同額の10,000円とするものです。

(施行期日：令和元年10月1日)

## 背景・経過

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法が一部改正され、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されます(令和元年10月1日施行)。

これに伴い、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、当該指定更新手数料の額を条例で定めるものです。